

「ほこみち制度」とは…



ほこみち

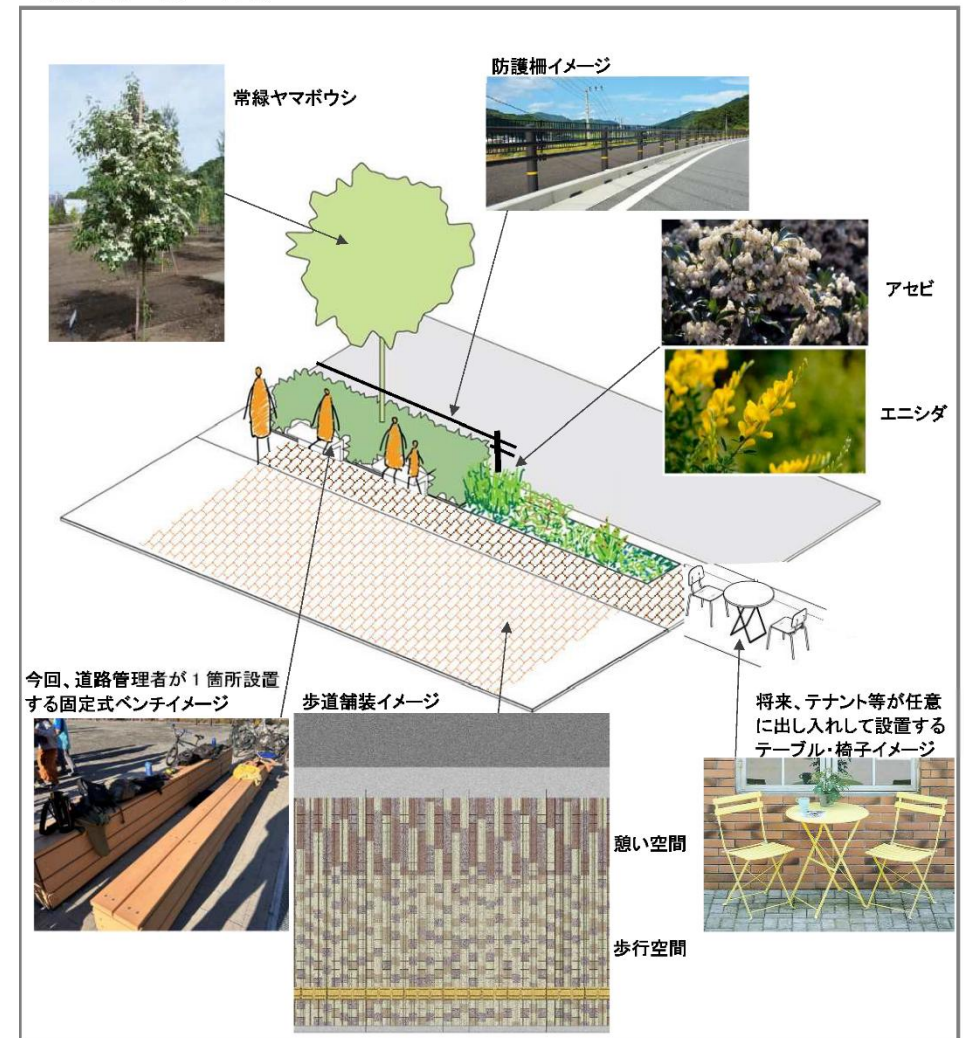
道路を「通行」以外の目的で柔軟に利用できるようにする制度のこと。この制度によって道路空間を活用する際に必要となる道路占用許可が柔軟に認められるようになります。

(国土交通省ほこみち特設サイトより引用)

→道路上にテーブル、椅子、フラワーポット、パラソル、看板、電飾…などを設置可能に！

登戸2号線では、将来の「ほこみち」への指定を前提とした道路整備を行うとともに、沿道のプレイヤーによる将来活用を見据えた社会実験を実施中

<憩い空間 イメージ図>



登戸2号線 整備イメージ (川崎市作成)

参考：「ほこみち制度」の詳細

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度	
根拠法	道路法第48条の20
制度概要	道路管理者が歩行者利便増進道路を指定し、利便増進誘導区域を設けることにより、オープンカフェや露店等の設置にかかる道路占用許可基準を緩和する制度
設置可能な対象施設	【道路占用物件】 広告塔、旗ざお、幕及びアーチ、食事施設、自転車駐車器具、イベント等のため設けられるベンチや露店等
民間が実施可能な事業	上記施設を対象とした道路占用物件の設置
一般的な民間事業者の選定方法等	道路管理者が特例区域における公募占用指針を策定し、公募することができる
事業期間	5年以内（公募占用の場合、20年まで）
主な特徴	・公募占用の場合、最長20年の占用が可能となり、賑わい・利便施設（飲食店等）などの初期投資の高い施設も参入しやすい
適用に向けた課題	・歩行者利便増進道路、特例区域の指定を要する
適用事例	大阪市／御堂筋 神戸市／三宮中央通り線 姫路市／幹第1号線（大手前通り）等